

特別養護老人ホームプラチナ・ヴィラ野川

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白金会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）プラチナ・ヴィラ野川（以下「事業所」という。）は、事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある入所者（以下「入所者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供し適切なサービスを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 2 事業所は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉事業所サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームプラチナ・ヴィラ野川
特別養護老人ホームプラチナ・ヴィラ野川/ユニット型
- (2) 所在地 神奈川県川崎市宮前区南野川3丁目23番2号
- (3) 電話番号 044-753-5525

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところとする。

- (1) 施設長 1人
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。事業所長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が事業所長の職務を代行する。
- (2) 医師（嘱託） 1人以上
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な健康管理を行います。
- (3) 看護職員 5人以上
入所者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- (4) 介護職員 32人以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- (5) 生活相談員 2人以上
入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

(6) 機能訓練指導員 1人

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(7) 管理栄養士 1人

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行います。

(8) 介護支援専門員 2人以上

事業所サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行います。

2 前項に定める者の他、事業所の運営上必要な職員を配置するものとする。ただし、利用者の人数に応じて法令に定める人員とする。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、従来型68人、ユニット型39人、合計107人とする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではないこととする。

2 ユニット数は4ユニットで、ユニットごとの入所定員は10名3ユニット、9名1ユニットとする。

(特別養護老人ホームのサービス内容)

第6条 特別養護老人ホームのサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 介護
- (3) 食事
- (4) 相談及び援助
- (5) 社会生活上の便宜の提供等
- (6) 機能訓練
- (7) 栄養管理
- (8) 口腔衛生の管理
- (9) 健康管理

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費、食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、理美容代、行事費、その他の費用等利用料を、別紙利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、市町から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

(身体の拘束等)

第8条 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(褥瘡対策等)

第9条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備す

(衛生管理)

第10条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第11条 事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、午前9時から午後6時30分までとする。
- ・ 外出・外泊は、事前に届け出を提出し、事業所の事業所長の許可を必要とする。
- ・ 飲酒は原則として禁止する。また、事業所内全館禁煙とする。
- ・ 設備・備品の利用は、定められた場所で注意をもって正しく使用する。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、品物によって制限する。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、やむを得ない場合を除き、本人、家族管理とする。
- ・ 外泊時等の事業所外での受診は、緊急時、歯科を除き、受診は不可とする。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(従業者の服務規律)

第12条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第13条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上

(従業者の勤務条件)

第14条 従業者の就業に関する事項は、社会福祉法人白金会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第15条 従業者は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 事業所は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所が得た入所者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入所者又はその家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。
- 3 事業所は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業所は従業者であった者に対し、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

(緊急時の対応)

第17条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに配置医師及び協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の配置医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(苦情処理)

第19条 事業所は、サービスの提供等に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービス等に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供したサービス等に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。

(4) 防火管理者は、事業所従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉事業所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施す
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（記録の整備）

第23条 事業所は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、入所者に対する特別養護老人ホームのサービス提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 事業所サービス計画
 - (2) 本規程第1条及び第2条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 本規程第8条の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊
 - (4) 本規程第18条の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (5) 本規程第19条の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 「川崎市指定介護老人福祉事業所の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第25条の規定による市町村への通知に係る記録

（掲示）

第24条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

（損害賠償）

第25条 事業所は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(その他運営に関する重要事項)

- 第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、利用者及び代理人の意向を伺いながら、事業所の管理者が定め事業者に報告するものとする。
- 2 第1項の規定に関わらず、運営規程の改廃については、理事会の決議に基づいて運営規程の改廃を行うものとする。

附則

- この運営規程は、平成27年12月1日より施行する。
- この運営規程は、平成30年12月12日より施行する。
- この運営規程は、令和2年11月9日より施行する。
- この運営規程は、令和4年10月1日より施行する。
- この運営規程は、令和6年7月1日より施行し、令和6年4月1日より適用する。